

請 負 契 約 書

印紙貼付欄

工事名称

工事場所

工期 着工予定日
完工予定日

契約者名

印

住所

TEL

FAX

請負者名

代表者

住所

TEL

FAX

担当者名

1. 請負金額

¥0 (税込)

うち工事価格

¥0

取引に係る消費税額

¥0

■請負条件: 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により
施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

2. 支払方法

(税込)

(税込)

(税込)

(税込)

(税込)

契約金については契約成立後1週間以内、最終金については工事完了証明書受取後1週間以内での
ご入金をお願いいたします。工事着手前までに契約金のご入金を頂けない場合には、工事に着手しません。

3. 備考

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する
※ この書類は大切に保管して下さい。

請負契約約款

(総則)

- 第1条 契約者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書および、添付の御見積書等にもとづいて、請負者は工事を完成し、契約者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、契約者は、その請負代金の支払を完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、契約者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、契約者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ契約者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 契約者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 契約者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、契約者は請負者の指定する「工事完了確認書」または「工事完了承認書」に署名捺印し、請負者の発行する「工事完了証明書」の受け取り後7日以内に請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条 契約者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は契約者と請負者の協議の上決定する。
- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については契約者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、契約者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、契約者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、契約者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、契約者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事中の機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を契約者に通知する。
- 2 前項の損害について、契約者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、契約者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の契約者の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

- 第9条 目的物に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合、契約者は請負者に対して目的物の引渡しを受けた日から2年間、契約不適合の補修を求めることができる。
- 2 前項の場合、請負者は契約者に不相当な負担を課するものでないときは契約者が請求した方法と異なる方法で契約不適合の補修をすることができる。また契約不適合が重要でなく、且つ補修に過分の費用を要するときは契約者は補修を求めることができない。
- 3 以下の各号に該当する場合には、契約者は請負者に対し、契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。
- 一 第1項本文の場合において、契約者が相当の期間を定めて補修の催告をし、その期間内に請負者が補修を行わないとき
 - 二 契約不適合が重要でなく、且つ補修に過分の費用を要するとき
 - 三 契約者と請負者にて代金減額の合意に至ったとき
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約者は同項の催告をすることなく、直ちに請負代金の

減額又は損害賠償を請求することができる

但し単に契約者が請負者に対する信頼を失った場合は、下記一号及び二号には該当しない

- 一 補修が不能であるとき
 - 二 契約者が補修を行うことを拒絶する意思を明確に表示したとき
 - 三 本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき
- 5 請負者に対し本条の請求をした場合、契約者は請負者からの要請があるときは、当該契約不適合に関し、請負者に対し調査の機会を与えなければならない。この場合の調査費用は、調査箇所において契約者が主張する契約不適合が存することが確認された場合には請負者の負担とし、契約者が主張する契約不適合が存しないことが確認された場合には契約者の負担とする
- 6 契約者が適切なメンテナンスを怠ったことにより生じた契約不適合については、契約者は第1項ないし第3項による請求をすることができない
- 7 契約者は契約不適合があることを知った日から1年以内に、請負者に対して契約不適合がある旨を通知しないときは、契約者はその契約不適合を理由として修補の請求、請負代金の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできない
- 8 造作、装飾、家具等については契約者が引き渡しを受けるときに直ちに請負者に補修、取替又は代替品を求めなければ、前項の規定にかかわらず請負者は責めを負わない

(契約者の中止又は解除権)

- 第10条 契約者は、工事の完成前までは、やむを得ない事情がある場合は、工事を中止し、又は本契約を解除することができます。この場合、契約者は請負者に対して、これによって生じる請負者の損害(それまでに要した費用及び逸失利益を含みます)を賠償するものとします。
- 2 契約者は、工事の完成前までは、次の各号にあたる場合は、工事を中止し又は本契約を解除することができます。この場合、契約者は請負者に対して、これによって生じる契約者の損害の賠償を求めすることができます。
- 一 請負者が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達することができないことが明らかになったとき。
 - 二 請負者又はその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。)が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団関係団体・暴力団関係者・右翼標榜団体・総会屋その他の反社会的勢力であるとき、又は請負者又はその役員がこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有することが明らかになったとき。
 - 三 請負者又は請負者の監視下にある者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、契約者の名誉信用を致損し、もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為を行ったとき。

(請負者の中止又は解除権)

- 第11条 請負者は、次の各号にあたる場合は、工事を中止することができます。この場合、請負者は契約者に対して、請負者に生じた損害の賠償を求めすることができます。
- 契約者が請負代金の支払(前払又は部分払を含みます)を遅滞し、請負者が相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。
- 2 契約者が請負者との協議に応じず、又は契約者と請負者との間の協議が成立しないとき。
- 第12条 請負者は、次の各号にあたる場合は、本契約を解除することができます。この場合、請負者は契約者に対して、請負者に生じた損害の賠償を求めすることができます。
- 2 前条二号に該当する事由、そのほか請負者の責めに帰することのできない事由により、工事の遅延又は中止の期間が工期の3分の1以上、もしくは1か月以上になったとき。
 - 3 契約者が請負代金の支払能力を欠くおそれがあることが明らかになったとき。
 - 4 建築関連諸法令(建築主事などからの指導を含みます)に照らして、工事を適法に施工することが困難であると認められるとき。
 - 5 近隣住民第三者との間で工事の続行に弊害が発生したとき。
 - 6 契約者又は契約者の関係者が暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・暴力団関係者・右翼標榜団体・総会屋その他反社会的勢力であり、又はこれらの者と関係を有することが明らかになったとき。
 - 7 契約者又は契約者の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、請負者の名誉・信用を致し損、もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為を行ったとき。
 - 8 前号のほか契約者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行ができなくなったとき。
 - 9 その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき。
 - 10 請負者は天災地変その他の自然的条件、災害又は第三者の行為など契約者及び請負者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって本契約の履行ができなくなったときは、本契約を解除することができます。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第13条 契約者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は契約者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、契約者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、契約者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

- 第14条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、契約者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 契約者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第15条 この契約について、紛争が生じたときは、請負者の本社所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ契約者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(契約者)は文書又は電磁的記録をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

*お客様(契約者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(契約者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

② 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(契約者)は無料での状態にもどすよう請求することができます。

オ) すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(契約者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(契約者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリングオフすることができます。

工事内容変更契約書

印紙貼付欄

工事名称 _____

工事場所 _____

契約者名 _____ 印

住所 _____

TEL _____ FAX _____

請負者名 _____

代表者 _____

住所 _____

TEL _____ FAX _____

担当者名 _____

年 月 日に締結した上記の工事内容について、下記のとおり
内容変更することに合意します

工期変更

変更前: 年 月 日 より 年 月 日 まで

変更後: 年 月 日 より 年 月 日 まで

請負金額変更

変更契約額 _____ ¥0 (税込)

変更前:総額 _____ ¥0 (税込)

変更後:総額 _____ ¥0 (税込)

その他

※ この書類は大切に保管して下さい。

注文書

御中

下記の通り注文致します。
お引き受けの際は注文請書をご提出ください。

注文者名 _____ 印

住所 _____

工事名称

工事場所

工期 着工予定日

完工予定日

1. 注文金額

_____ ¥0 (税込)

うち工事価格 _____ ¥0

消費税額 _____ ¥0

2. 支払方法

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

3. 備考

御注文請書

下記の通り、御注文をお請け致します。

印紙貼付欄

請負者名 _____ 印

住所 _____

工事名称

工事場所

工期 着工予定日

完工予定日

1. 注文金額

¥0 (税込)

うち工事価格 _____ ¥0

消費税額 _____ ¥0

2. 支払方法

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

_____ (税込)

3. 備考

